

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認められる地域を記載した書類

令和6年9月

伊 奈 町

第1章 都市計画決定権者・事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

1 都市計画決定権者

1) 名称

伊奈町

2) 代表者の氏名

伊奈町長 大島 清

3) 事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

2 事業者

1) 名称

上尾伊奈資源循環組合

2) 代表者の氏名

管理者 畠山 稔

3) 事務所の所在地

埼玉県上尾市大字平塚 951 番地 2

第2章 対象事業の目的及び概要

1 対象事業の名称

1) 対象事業の名称

(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業 (以下、「本事業」という。)

2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) の設置

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2 対象事業の目的

現在、上尾市では上尾市西貝塚環境センターの焼却処理施設と粗大ごみ処理施設でごみの中間処理、ペットボトル結束施設で資源化を行っており、さらに、上野ストックヤード (空カンプレス施設) においても空き缶の資源化を行っている (表 2.2-1 参照)。

また、伊奈町では伊奈町クリーンセンターの焼却処理施設と粗大ごみ (不燃ごみ) 処理施設で中間処理、容器包装プラスチック減容施設及びペットボトル減容施設で資源化を行っている (表 2.2-2 参照)。

これら市町のごみ処理施設については、稼働を開始してから 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから後継施設の検討が必要となっている。また、後継施設の整備にあたっては、ごみ処理施設を集約化することにより、ごみ処理の効率化や財政負担の低減、大規模化に伴う施設の省エネルギー化や熱利用率の向上等が見込めるため、ごみ処理の広域化を図ることで地域における持続可能なごみ処理体制を構築することが可能となる。

以上のような状況を踏まえ、上尾伊奈資源循環組合は、上尾市及び伊奈町を構成市町として、ごみ処理の広域化を推進するため、広域ごみ処理施設の建設及びごみ処理を行うことを目的として、令和 5 年 4 月 1 日に設立された。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備することを目的とするものである。

3 対象事業の概要

3.1 対象事業の実施区域

位置：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内

面積：約 70,000 m²

3.2 対象事業の規模

可燃物処理施設：214t/日（107t/日×2 炉または 71.3t/日×3 炉）

不燃・粗大ごみ処理施設：29t/日

資源物処理施設：58t/日

※現時点で想定する施設規模であり、今後変更となる可能性がある。

3.3 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用開始までの全工程は表 2.3.3-1 に示すとおりである。

環境影響評価の手続きは令和 8 年度まで実施予定である。並行して施設整備基本計画を令和 6 年度～令和 7 年度の 2 年かけて策定し、令和 8 年度から事業者選定、令和 9 年度から設計・工事を実施し、令和 15 年度の供用開始を予定している。なお、計画施設への搬入車両等のメインの出入口となる都市計画道路上尾伊奈線については、都市計画道路事業として整備を行い、ごみ処理施設の供用開始までの開通を予定している。

表 2.3.3-1 対象事業の全体工程

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
施設整備基本構想	■										
施設整備基本計画		■	■	■							
環境影響評価		■	■	■	■						
都市計画決定				■	■						
事業者選定				■	■	■					
設計・工事					■	■	■	■	■	■	■
											供用開始

注：現時点で想定するスケジュールであり、今後変更となる可能性がある。

第3章 環境に影響を及ぼす地域

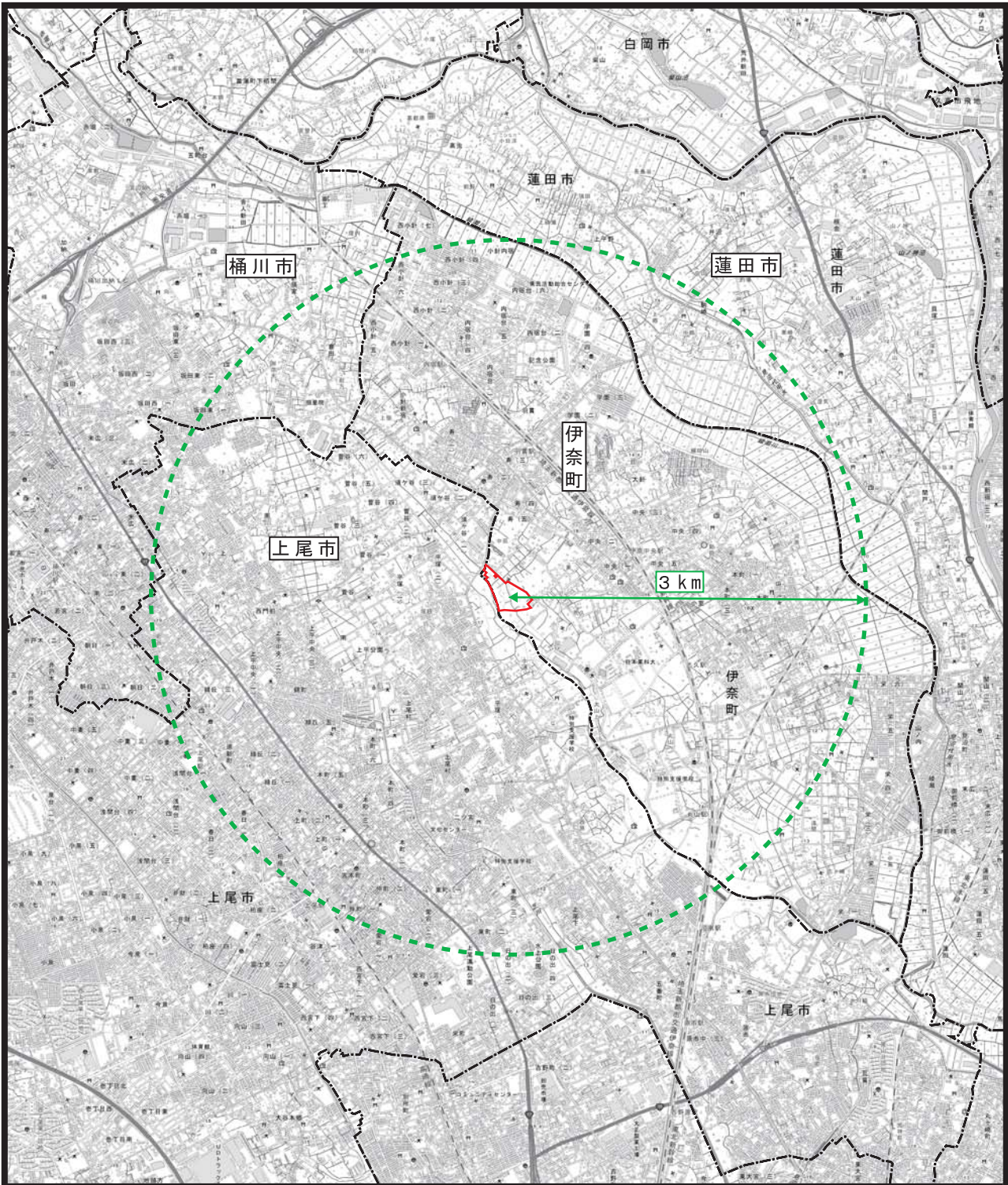
1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第3条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域」を基準として設定するものとする。

2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3.2-1に示すとおり、以下の3市1町の一部が含まれる。

- ・埼玉県 北足立郡伊奈町
- ・埼玉県 上尾市
- ・埼玉県 桶川市
- ・埼玉県 蓮田市



凡例



対象事業実施区域

市町界



環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)



S = 1:50,000



図3.2-1 環境に影響を及ぼす地域

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。